

# 令和8年度 松戸市立常盤平第二小学校いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法第13条により、「学校いじめ防止基本方針」を以下のように策定する。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- (3) いじめは、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
- (4) 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめ問題の克服に取り組む。

### 2 児童の責務

- (1) 全ての児童は、いじめを行ってはならない。
- (2) 全ての児童は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (3) 全ての児童は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

### 3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

### 4 いじめの定義（法2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### I いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

#### (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

##### ① 「いじめ防止等の対策のための組織」の設置

「いじめ防止対策委員会」<構成員> 校長（総括）、教頭（渉外ほか）、教務主任（連絡調整）、生徒指導主任（指導）、 学年主任（指導・記録）、養護教諭（支援） ※ 事案により適切に編成する。（近隣中学校の SC に協力依頼も有り）
--

##### ② 組織の役割

(ア) 学校いじめ防止基本方針に即した取組に係る方針策定、年間計画・指導計画の作成・実施・進捗状況把握・検証・改善・関係機関連携ほか

(イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割

(ウ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と時系列記録ほか情報管理・共有機関としての役割

(エ) いじめ防止に対する組織的対応の中核としての役割

(オ) いじめ防止に係る校内研修の企画・運営

##### ③ 会議の開催

(ア) 年2回定例会（構成員全員）と月例会の開催

(イ) いじめ事案が発生した場合はすみやかに緊急会議を実施する。

#### (2) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

##### ① 未然防止

(ア) 生徒指導の機能を生かしたわかる授業の確立

a 自己決定の場位置づけ・自己存在感感受・共感的人間関係構築

b 緩やかな教科担任制による教員の指導力向上

(イ) 豊かな人間関係づくり

a WEBQU調査を活用した、やる気のある、いごちのよい学級づくり

b WEBQU調査による迅速な把握、および管理職を含めた組織による調査結果の分析と活用

c 道徳教育の充実による、法やルール遵守の意義共有・思いやりの心と命を大切にしようとする心の育成

d 松戸市版「豊かな人間関係づくりプログラム～いじめ防止プログラム編～」の活用

e 兄弟学級（異学年集団）活動の充実

(ウ) 規範意識の醸成

a いじめ防止対策推進法への理解

b ネットリーフレット活用による、ネットいじめ防止の啓発

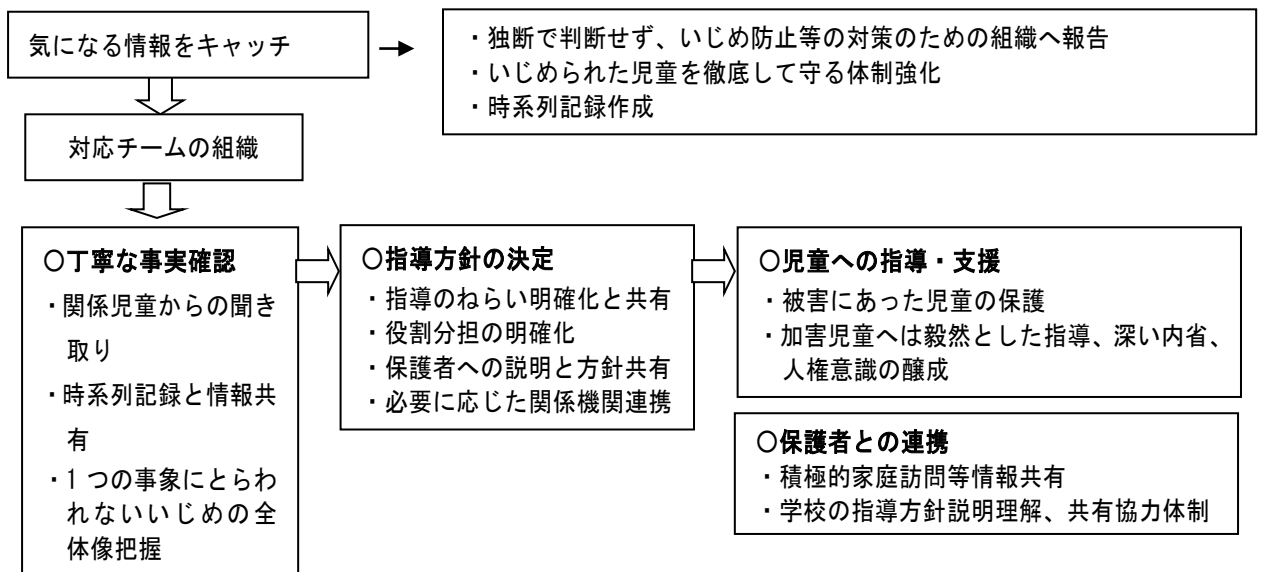
c 生活規律や学習規律確立

- (イ) 児童会活動を中心とした自発的活動
  - a 「ストップ・ザ・いじめ」標語大作戦の実施
- (カ) 教師の人権意識の向上
  - a 教職員の不適切な発言や対応がいじめを助長することへの理解促進

② 早期発見

- (ア) 定期的なアンケート調査
  - a 月に1回の「生活アンケート」の実施
  - b 4・5・6年を対象にした、年2回「WEBQU調査」を実施。  
結果分析を行い指導に反映させる。
- (イ) 児童観察
  - a 複数の職員による観察の実施及び記録と学年会による共通理解
  - b 昼休み等休み時間も含めた児童の人間関係・言動観察
- (ウ) 教育相談
  - a 教育相談日の実施（原則：第二月曜日、保護者から担任へ連絡）
  - b 個人面談の実施（夏休み）
  - c 日常の教育相談の充実及び「話す勇気」を持つ指導の充実
- (エ) 「いじめ相談窓口」の周知
  - a 学校の相談窓口担当者〔保護者→教頭、児童→教育相談担当〕  
電話番号（047-386-1331）
  - b いじめ相談専用ダイヤル（市教委） 電話番号（047-703-0602）
  - c 子どもSOS相談（市いじめ相談窓口） 電話番号（047-369-7658）
  - d 子ども家庭相談課 電話番号（047-366-3941）
  - e いじめ相談専用ダイヤルカードの配付

③ 早期対応



(7) 対応チーム設置

- a 「いじめ防止等の対策のための組織」が中心となり、対応チームを発足する。
- b 対応チームのメンバーは学年職員等、適切な対応ができるように、必要に応じて構成する。

(1) 正確な事実確認

- a 1つの事象にとらわれずに、いじめの全体像を把握する。
- b 複数で聞き取りを行い、時系列記録を作成する。
- c いじめた児童がいじめられた児童や通報者に圧力をかけることのないように配慮する。

(ウ) 指導方針の決定

- a 指導方針の明確化を図る。
- b 全教職員の事案への共通理解と明確な役割分担を図る。
- c 必要に応じて関係機関（警察、児童相談所等）との連携を進める。
- d 保護者と指導方針を共有して指導支援にあたる。

(エ) いじめられた児童への支援

- a 徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。
- b 対応について説明し、不安な点を聞き取り、対応策を示し理解を得る。
- c 解決を急ぐことなく多様な視点から事態を見極め適切な継続支援体制をとる。

(オ) いじめた児童への指導

- a いじめの背景について洞察力を発揮して理解し、行為に対して毅然とした態度で指導する。
- b どうするべきだったのか、これからどうしなくてはならないのか内省を促す。
- c 保護者が事実を把握できるよう記録に基づき丁寧に説明する。
- d 学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を講ずる。その際、保護者から十分に理解が得られるよう留意する。

(カ) 不特定多数の集団、傍観者への指導

- a いじめを学級や学年集団全体に係る問題として受け止め対応する。
- b いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を児童に示す。
- c いじめを人権の視点から考えさせ人権意識を醸成する。

④ 継続支援

(7) 組織的な見守り

- a いじめられた児童に安心感を与え、心のケアを進める。
- b 教職員が組織的に隙のない体制で見守る。

(1) 状況の把握

- a いじめ解決に向けて意図的計画的な児童観察、個人面談を実施する。
- b 必要に応じて近隣中学校スクールカウンセラーを活用する。

- (ウ) 家庭との連絡体制強化
  - a 児童との面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子等を家庭に連絡する。
  - b 保護者からの聞きとりをもとに、家庭に寄り添って対応する。
- (I) 進級、進学にともなう引継ぎ
  - a 記録をもとに、児童間の人間関係に係る引継ぎを確実にを行う。(引継ぎ記録の6年間保存)
  - b 小学校から中学校への進学時に必要事項を引き継ぐ。
- ⑤ 家庭、地域等との連携
  - (ア) 家庭との連携
    - a 「学校いじめ防止基本方針」等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報共有できる関係を築く。
    - b いじめがあった場合の子どもの変化の兆候を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発する。
  - (イ) PTAや地域との連携
    - a 「学校いじめ防止基本方針」等についてPTA・地域に周知し、理解を得る。また、情報収集に向けて日頃より連携を進める。
    - b 地域協力者会議を年3回開催し、情報交換をする。
- ⑥ 関係機関との連携
  - (ア) 教育委員会との連携
    - a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
    - b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
    - c いじめの状況について報告し、情報を共有する。
      - ・いじめを理由に3日欠席した場合、当事者とその家族へ「いじめ事案支援チーム」の派遣について打診。いじめ事案の報告に併せて、派遣の有無について教育委員会児童生徒課へ連絡する。
    - d 出席停止措置について協議する。
  - (イ) 子ども家庭相談課、松戸市少年センターとの連携
    - a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
    - b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
    - c 生活環境に課題があると感じた場合には、民生委員・児童委員と協力して、改善に向けて努力する。
  - (ウ) 警察との連携
    - a いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案の場合、早期に所轄の警察署や東葛少年センターと相談連携して取り組む。
    - b 所轄警察署連携を図るため、必要に応じた協力体制を整える。

[関係機関一覧]

関係機関名	連絡先電話番号
松戸市教育委員会児童生徒課	047-366-7461

松戸市子ども家庭センター	047-366-3941
松戸市少年センター	047-366-7464
松戸東警察署	047-349-0110
東葛少年センター	04-7162-7867

※ 事案によっては、上記関係機関以外との連携もある。

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合  
【法第28条第1項第1号】(以下、「1号重大事態」という。)
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合  
【法第28条第1項第2号】(以下、「2号重大事態」という。)  
(文部科学省「生徒指導提要」より)

※上記以外にも、児童生徒・保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生した  
ものとして報告・調査に当たる。

### (2) 重大事態の対処

- ① 対応チームで重大事態と判断するか否かを決定する。
- ② 重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課へ速やかに報告する。
- ③ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。  
・1号重大事態は教育委員会等(第三者委員会)が2号重大事態は学校が調査主体になる事が原則。学校が調査主体となった場合、調査体に第三者(弁護士、心理士等)を加えた組織で調査を行う。
- ④ 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑥ 調査結果を、教育委員会指導課へ報告する。

## 3 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

### (1) 学校いじめ防止基本方針について

- ① いじめの防止のための組織を中心に、全教職員及び保護者、地域住民、関係機関等の参画を得ながら、基本方針の点検や見直しを行う。
- ② 学校ホームページで周知を図る。
- ③ 児童や保護者及び関係機関に対し、学校いじめ防止基本方針について説明する。

### (2) いじめについての取組について

- ① 学校評価を活用し、いじめ防止の取組について児童、教職員、保護者が評価する。
- ② 評価結果の分析に基づき、取組を改善する。
- ③ 評価結果を公表し、児童、保護者、地域へと周知する。

